

介護老人保健施設 湖北やすらぎの里 短期入所療養介護

重要事項説明書

(令和7年7月1日現在)

1. 事業所の概要

施設名	介護老人保健施設湖北やすらぎの里
開設年月日	平成22年1月1日
所在地・連絡先	滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地 電話 (0749) 82-3725 FAX (0749) 82-3744
事業者番号	滋賀県2550380030号
施設長の氏名	納谷 佳男

2. 目的と運営方針

(1) 目的

介護短期入所療養介護の事業は、その利用者（実際に当施設を利用されている方を指します。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上や心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持や向上を目指します。

(2) 運営方針

- ①利用者の生活機能の維持又は向上に努めます。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、明るく家庭的な雰囲気をもったサービスを提供します。
- ③地域やご家族等との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援施設、介護保険サービス施設、その他の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努めます。

3. 施設の概要

(1) 構造等

建物	長浜市立湖北病院4階・5階（病院併設）	
	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	2718.27㎡
	利用定員	84床（短期入所療養介護サービスは施設サービス等の空床を利用します）

(2) 療養室・主な設備

療養室	4人室	16室
	2人室	2室
	個室	16室
浴室		一般浴槽・特殊浴槽
診察室		1ヶ所
食堂		2ヶ所
機能訓練室		2ヶ所

談話室	2ヶ所
洗面所	3ヶ所
便所	9ヶ所

4. 施設の職員体制

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	員数	業 務 内 容
事業管理者（施設長）	1人	施設職員及び業務の管理
医師	常勤換算方法で1人以上	利用者の診療及び療養上の指導
看護職員	常勤換算方法で8人以上	利用者の健康管理
薬剤師	1人以上	利用者の薬剤管理
介護職員	常勤換算方法で21人以上	利用者の介護
支援相談員	1人以上	利用者の生活相談
理学療法士	常勤換算方法で1人以上	利用者の理学療法訓練
作業療法士		利用者の作業療法訓練
言語聴覚士		利用者の言語嚥下訓練
管理栄養士	1人以上	利用者の栄養管理
事務職員	1人以上	事業に関する事務

5. サービス内容

①居室の提供

②食事

適時・適温給食の充実を図るため、食事時間、食器、配膳車等に配慮し、利用者の状態に応じた食事を提供しています。

（食事時間） 朝食 7時30分から

昼食 11時30分から

夕食 17時30分から

※ 体調や身体状況によって食事時間や食事場所を調整します。

③入浴

一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。基本的には、週に2回利用いただけます。ただし、身体の状態に応じて入浴日の変更や、清拭を行うことがあります。

④医学的管理・看護

医師の指示の基に医療的処置を行い、異常の早期発見と健康状態の観察を行います。

⑤介護

食事・排泄・移動・入浴・整容などの介助を行います。

⑥相談及び援助

利用者の日常生活に関する各種の相談に支援相談員が応じます。

⑦機能訓練

医師の指示を基に歩行訓練・筋力トレーニング・関節可動域訓練・日常生活訓練等を行います。

⑧レクリエーション

季節感のある主要行事、こども園・小中高校の生徒等の地域社会との交流を図り、また、ご家族やボランティアとの連携を通して、潤いのある日常生活が送れるように支援します。

6. 利用料金（別紙のとおり）

（１）基本料金

介護保険から給付額に変更があった場合、利用者の負担額を変更します。

その月の支給限度額を超えてのサービス利用をされた場合、超過分は全額自己負担になります。

（２）その他料金

①日常生活上必要となる諸費用

利用者の特別な選択による日用品等の購入代金で、利用者に負担いただくことが適当であるものについては、実費を負担していただきます。

②特別のレクリエーション材料費などとして実費をいただく場合があります。

③おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

④居室と食事に係る費用については、負

担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

⑤医療費は基本的に全額施設負担となります。一部の医療行為及び投薬、歯科受診費用・散髪代の費用については、別途、利用者のご負担となります。

（３）利用料金のお支払い方法

①お支払いは、原則口座振替でお願いします。（ゆうちょ銀行・滋賀銀行・関西みらい銀行・長浜信用金庫・北びわこ農協・レーク伊吹・大垣共立銀行）

②毎月、前月分の請求書を発行しますので、23日（ゆうちょ銀行）または25日（その他の銀行）に口座振替を行います。引き落としを確認後に領収書を発行いたします。

※23日または25日が休日の場合は次の日

7. 身体拘束廃止について

介護保険法指定施設運営基準に基づき、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行うことはしません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、ご家族等への同意を得ます。

8. 施設利用にあたっての留意事項

・面 会：原則予約制とします。

営業日：月火木金土（祝祭日は除く）の15時から16時までの1時間で1組15分間（最大4組）とします。また、面会後の次回予約は、原則として2週間の間隔を空けていただきます。

利用者等への感染防止のため、発熱・嘔吐・下痢など体調不良の症状がある場合は、面会を禁止しています。

・外 出：事前に施設長に届け出てください。※原則、7日前までに

・喫 煙：当施設及び長浜市立湖北病院の敷地内は禁煙です。

・設備、器具等の利用：

みだりに施設の備品、器具の位置又は形状を変更しないでください。故意又は過失によって施設の設備、器具等に損害を与えられた場合、若しくは、無断で設備、器具等の形状を変更された場合は、その損害を弁償していただく

か、現状に回復していただきます。

・洗濯等：衣類等の洗濯は、ご家族等をお願いします。洗濯代行業者の利用も可能ですので、希望される場合は、支援相談員まで相談ください。なお、衣類には記名いただくか記名札の添付をお願いします。

・保険医療機関への受診：

保険医療機関（病院、診療所等）を受診される場合は、必ず当施設の担当者まで申し出てください。特に長浜市立湖北病院以外の保険医療機関を受診される場合は、当施設が発行する診察依頼書を保険医療機関窓口に提出する必要がありますので、必ず申し出てください。

・その他：ペット類の持ち込みは固くお断りします。

9. 禁止事項

多くの方に安心して生活を送っていただくために、「営利行為、宗教の勧誘、政治活動」は禁止します。また、職員への心付けは一切不要です。

10. 協力医療機関

協力医療機関は、長浜市立湖北病院です。

長浜市立湖北病院へ受診の際は、必ず医療保険被保険者証(健康保険証)またはマイナンバーカードをご提示ください。なお、医療費の利用者負担があり、かつ、医療保険被保険者証が確認できない場合、医療費の利用者負担割合が10割となります。

11. 緊急時の対応

利用者に容態の変化等があった場合は、当施設の医師が対応、若しくは、協力医療機関等に救急受診していただく等必要な処置を講ずるほか、ご家族等に速やかに連絡します。また、ご家族等にお越しいただくようお願いする場合があります。

12. 事故発生防止について

安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止マニュアルに基づき、介護・医療事故を防止するための体制をとっています。また、事故発生防止のために委員会を設置するとともに、職員の研修参加を義務付けています。

13. 事故発生時の対応

- ・サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、事故発生防止マニュアルに従い必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ・サービス提供中、当施設の過失により事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

14. 非常災害発生時の対策

次のとおり非常災害発生時に備えるとともに、天災その他の災害が発生した場合は、必要に応じて、利用者の避難等の措置を講じます。

非常時の対応	別に定める「防災マニュアル」等に基づき、対応します。
平常時の訓練	年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施しています。

防災設備	スプリンクラー設備	消火器	屋内消火栓
	自動火災報知機	非常警報装置	避難器具
	排煙装置	防火戸	避難口誘導灯
	消防隊専用放水口	非常口	

非常災害が発生した場合でも事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携・協力体制を構築しています。

15. 秘密の保持及び個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律に基づき、業務上知り得た利用者やご家族等に関する個人情報を適切に取り扱います。ただし、次の場合については、必要な場合、情報提供を行うことがあります。

- ①居宅介護支援事業所等との連携
- ②利用者に病状の急変が生じた場合等における病院への連絡等
- ③生命・身体の保護のために必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

個人情報の取り扱いは、利用終了後も同様の取り扱いとします。

16. 人権擁護及び虐待防止

利用者の人権擁護及び虐待防止のため、委員会を設置し、職員の研修参加等を義務付けています。

17. 衛生管理等

- ・入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・事業所において感染症が発生した場合においては、まん延しないよう必要な措置を講じます。

18. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保健のサービスの提供を継続的に実施するため、または非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. ハラスメント対策

- ・職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が施設職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

20. サービス内容に関する相談・苦情

（１）【当施設ご利用相談・苦情担当者】

○支援相談員：脇坂・加納

電話（0749）82-3890

※その他、所定の場所に設置する「ご意見箱」をご利用ください。

(2) 当施設以外でも、ご相談や苦情について下記の窓口があります。

○滋賀県国民健康保険団体連合会事務局

住 所：大津市中央 4 丁目 5-9

電話番号：077-522-2651 (FAX 077-522-2628)

○福祉サービス運営適正化委員会

担当部署：滋賀県社会福祉協議会

電話番号：077-567-4107 (FAX 077-561-3061)

○長浜市介護保険課

住 所：長浜市八幡東町 632 番地

電話番号：0749-65-8252 (FAX 0749-64-1437)

○米原市高齢福祉課

住 所：米原市米原 1016

電話番号：0749-53-5122 (FAX 0749-53-5119)

令和 年 月 日

介護短期入所療養介護サービスの利用にあたり、ご本人及びご家族等に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

施設所在地	滋賀県長浜市木之本町黒田 1221 番地
名 称	介護老人保健施設 湖北やすらぎの里
説明者氏名	印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

私は、本書面により、施設から（介護予防）短期入所療養介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

ご本人	住所	長浜市
	氏名	印

ご家族等	住所	
	氏名	印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

■利用料金■（短期入所療養介護）

◆短期入所療養介護費 地域区分 7 級地 1 単位 10.14 円

区分・要介護度			基本単位	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本額	個室	要介護 1	819	830 円	1,660 円	2,491 円
		要介護 2	893	905 円	1,811 円	2,716 円
		要介護 3	958	971 円	1,942 円	2,914 円
		要介護 4	1017	1,031 円	2,062 円	3,093 円
		要介護 5	1074	1,089 円	2,178 円	3,267 円
	多床室	要介護 1	902	914 円	1,829 円	2,743 円
		要介護 2	979	992 円	1,985 円	2,978 円
		要介護 3	1044	1,058 円	2,117 円	3,175 円
		要介護 4	1102	1,117 円	2,234 円	3,352 円
		要介護 5	1161	1,177 円	2,354 円	3,531 円

- ※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の 97/100 となります。
- ※ 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合は、30 日を超える日以降の短期入所療養介護費は算定しません。
- ※ 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります

◆加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	基本単位	利用者負担			算定回数等
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
夜勤職員配置加算	24	24 円	48 円	72 円	1 日につき
個別リハビリテーション実施加算	240	243 円	486 円	730 円	1 日につき
認知症ケア加算	76	77 円	154 円	231 円	1 日につき

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	202 円	405 円	608 円	1 日につき(入所後 7 日間に限る)
緊急短期入所受入加算	90	91 円	182 円	273 円	1 日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	121 円	243 円	365 円	1 日につき
重度療養管理加算	120	121 円	243 円	365 円	1 日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51	51 円	103 円	155 円	1 日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	51 円	103 円	155 円	
送迎加算	184	186 円	373 円	559 円	片道につき
総合医学管理加算	275	278 円	557 円	836 円	1 日につき(10 日を限度)
口腔連携強化加算	50	50 円	101 円	152 円	1 月につき 1 回を限度
療養食加算	8	8 円	16 円	24 円	1 回につき(1 日 3 回を限度)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	3 円	6 円	9 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4 円	8 円	12 円	1 日につき
緊急時施設療養費 【緊急時治療管理】	518	525 円	1,050 円	1,575 円	1 日につき (1 月に 1 回、連続する 3 日を限度)
緊急時施設療養費 【特定治療】	所定単位	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	101 円	202 円	304 円	1 月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	10 円	20 円	30 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22 円	44 円	66 円	1 日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数〔※〕 の ○ 54/1000	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	1 日につき ・ 1 月につき ・〔※所定単位数〕 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 個別リハビリテーション実施加算は、医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき 20 分以上個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。
- ※ 認知症ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者に対してサービスを提供した場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合に、7 日間を限度として算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の利用者を対象に指定短期入所療養介護を行った場合に算定します。
- ※ 重度療養管理加算は、要介護 4 又は 5 の利用者であって別に厚生労働大臣が定める状態

にある者に対して計画的な医学的管理を継続的に行い、療養上必要な処置を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める状態とは、次のとおりです。

イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ 中心静脈注射を実施している状態

ニ 人口腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度等級表の４級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

チ 気管切開が行われている状態

※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める入所者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に算定します。

※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

※ 特別療養費は、利用者に対して指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として感染対策や褥瘡対策等厚生労働大臣が定めるものを実施した場合に算定します。

※ 総合医学管理加算は、治療を目的として、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を提供した場合に算定します。

※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定します。

※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※ 緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむをえない事情により行われる医療行為が発生した場合に算定します。

※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して短期入所療養介護を行った場合に算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

◆その他料金（介護保険の給付対象とならないサービス）

① 食費

利用者負担段階 食事	朝	昼	夕	1日あたり (限度額)
第1段階	460円	750円	710円	300円
第2段階				600円
第3段階①				1,000円
第3段階②				1,300円
第4段階				1,920円

※第1～3段階の方については、1日あたりの食費の限度額がありますので、この額を超えてご負担いただくことはありません。

② 滞在費（1日あたり）

利用者負担段階 部屋の別	第1段階	第2段階	第3段階 ①②	第4段階
多床室	0円	430円	430円	437円
従来型個室	550円	550円	1,370円	1,728円

※第3段階は①②同様

③ 利用料領収証明書（1通につき） 1,100円

※その他 特別なレクリエーション材料費等として実費をいただく場合があります。

※2人室利用の滞在費は、特別な室料（330円）と多床室の料金を加算したものです。

